

会計監査人選定基準

1. 選定の手順

- (1) 各応募者ごとに定性評価項目について各考査者（会計監査人候補者選定委員会委員）が採点。
- (2) 各応募者ごとに定量評価項目について会計監査人候補者選定委員会事務局が採点。
- (3) 各考査者及び事務局の採点を合計した結果に基づき、会計監査人候補者選定委員会にて審議し、当センターの会計監査人候補者名簿に掲載すべき者を選定する。

2. 採点項目

A. 定性評価項目

(1) 監査体制及び監査実施要領

① 監査体制の評価

- ・ センターを監査するチーム体制の妥当性
- ・ 実際に監査を行う者の人数、経験等の妥当性
- ・ 監査のサポート体制の妥当性
- ・ 当センターの財務諸表作成部門及び内部監査部門との連携体制についての考え方の妥当性

② 監査実施要領の評価

- ・ 監査日数、期間の妥当性
- ・ 具体的監査実施方法の妥当性
- ・ 監査契約に含まれるサービスの合理性

③ センターにとって、ガバナンス・コンプライアンスの観点による提案と実績

(2) 監査費用の合理性

① 見積り、積算の方法の合理性

② 監査日程（日数）の変更に伴う費用変更方法の合理性

B. 定量評価項目

(1) 監査費用（提示金額）

各監査法人等からの提示費用（監査費用合計額）の平均額を基に評価

(2) 監査実績等（平成18～22年度）

- ① 独立行政法人等に対する監査実績（法定監査対象法人数）
- ② 独立行政法人（移行前組織を含む）等に対するコンサルティング実績（コンサル契約法人数）
- ③ 病院を有する組織の監査実績（監査対象法人数）
- ④ 医療機関に対するコンサルティング実績（コンサル契約法人数）
- ⑤ 中央省庁、日本公認会計士協会又は公的機関における独立行政法人関連公的委員派遣実績（派遣委員会数）